

## 第10号議案

「品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について

### 1 改正の理由

個人番号の利用や特定個人情報の提供を行うことができるのは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づくことが原則であるが、番号法第9条第2項および番号法第19条第11号に基づき、条例で定めることにより、区独自の個人番号の利用および情報提供ができることとなっている。

今回、番号法改正及び区独自事務として個人番号を利用することができる事務の追加があったことから、必要な改正を行う。

### 2 主な改正内容

#### (1) 個人番号を利用することができる区独自の事務の追加

- ① 障害者等日常生活用具給付事務
- ② 障害者等移動支援事務
- ③ 障害児日中一時支援事務
- ④ 重症心身障害児者等在宅レスパイト事務

各事業の申請者数の増加に伴い、提出書類の簡略化による利便性向上を図るため、当該事務を新たに区の独自利用事務および庁内連携を行う事務として、条例別表第1 および別表第2に追加する。

#### ⑤ 心身障害者医療費助成事務

当該事務は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に規定された事務である。東京都は心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年東京都規則第113号）の改正を行い、個人番号による情報連携を導入することとしたため、東京都の規則改正の施行期日（令和4年6月1日）にあわせ、当該事務を新たに区の独自利用事務および庁内連携を行う事務として、条例別表第1 および別表第2に追加する。

#### 別表第1 抜粋（追加する事項）

| 番号   | 執行機関 | 事務   |
|------|------|--|
| 22の4 | 区長   | 障害者等の日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの（以下「障害者等日常生活用具給付事務」という。） |

|      |    |   |
|------|----|---|
| 22の5 | 区長 | 障害者等の移動支援サービスの支給に関する事務であって規則で定めるもの（以下「障害者等移動支援事務」という。）                              |
| 22の6 | 区長 | 障害児の日中一時支援サービスの支給に関する事務であって規則で定めるもの（以下「障害児日中一時支援事務」という。）                            |
| 22の7 | 区長 | 重症心身障害児者等在宅レスパイトサービスの支給に関する事務であって規則で定めるもの（以下「重症心身障害児者等在宅レスパイト事務」という。）               |
| 22の8 | 区長 | 心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（以下「心身障害者医療費助成事務」という。） |

別表第2 抜粋（追加する事項）

| 番号 | 執行機関 | 事 務                | 特定個人情報               |
|----|------|--------------------|----------------------|
| 40 | 区長   | 障害者等日常生活用具給付事務     | 障害者関係情報であって規則で定めるもの  |
|    |      |                    | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
|    |      |                    | 地方税関係情報であって規則で定めるもの  |
| 41 | 区長   | 障害者等移動支援事務         | 障害者関係情報であって規則で定めるもの  |
|    |      |                    | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
|    |      |                    | 地方税関係情報であって規則で定めるもの  |
| 42 | 区長   | 障害児日中一時支援事務        | 障害者関係情報であって規則で定めるもの  |
|    |      |                    | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
|    |      |                    | 地方税関係情報であって規則で定めるもの  |
| 43 | 区長   | 重症心身障害児者等在宅レスパイト事務 | 障害者関係情報であって規則で定めるもの  |
|    |      |                    | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
|    |      |                    | 地方税関係情報であって規則で定めるもの  |

|    |    |              |  |
|----|----|--------------|--|
| 44 | 区長 | 心身障害者医療費助成事務 | 障害者関係情報であって規則で定めるもの                                |
|    |    |              | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの                               |
|    |    |              | 地方税関係情報であって規則で定めるもの                                |
|    |    |              | 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの                       |
|    |    |              | 障害者総合支援法第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの |

## (2) 番号法改正にともなう規定整備

同一地方公共団体内部の他の機関間（区長部局→教育委員会）において、条例を定めるところにより、特定個人情報の連携を行うことができる旨が規定された番号法第19条10号が、法改正による号ずれにより第19条11号となった。

これにともない、番号法第19条10号を引用している条例第1条と第5条を下記のとおり改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用および法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第2欄に掲げる機関が、同表の第4欄に掲げる機関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第5欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において同表の第4欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

## 3 施行期日（附則関係）

令和4年4月1日から施行する。

ただし、別表第1の22の8の項、別表第2の44の項は同年6月1日から施行する。

## 【根拠法：抜粋】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

## （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

## （利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第四項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

## （以下の項省略）

## （特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

## （中略）

八 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

九 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

（中略）

十一 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

（以下の号省略）

品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例  
新旧対照表

| 改正後   | 改正前  |  |    |               |  |  |      |    |  |   |    |      |    |               |  |  |      |  |  |
|---|--|--|----|---------------|--|--|------|----|--|---|----|------|----|---------------|--|--|------|--|--|
| <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用および法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p>   | <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用および法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p>  |  |    |               |  |  |      |    |  |   |    |      |    |               |  |  |      |  |  |
| <p>(第2条から第4条まで省略)</p>   | <p>(第2条から第4条まで省略)</p>  |  |    |               |  |  |      |    |  |   |    |      |    |               |  |  |      |  |  |
| <p>第5条 法第19条第11号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第2欄に掲げる機関が、同表の第4欄に掲げる機関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第5欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において同表の第4欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>            | <p>第5条 法第19条第10号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第2欄に掲げる機関が、同表の第4欄に掲げる機関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第5欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において同表の第4欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> |  |    |               |  |  |      |    |  |   |    |      |    |               |  |  |      |  |  |
| <p>(第6条省略)</p>  | <p>(第6条省略)</p>   |  |    |               |  |  |      |    |  |   |    |      |    |               |  |  |      |  |  |
| <p>別表第1（第4条関係）</p>  | <p>別表第1（第4条関係）</p>   |  |    |               |  |  |      |    |  |   |    |      |    |               |  |  |      |  |  |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(1から22の3まで省略)</td> </tr> <tr> <td>22の4</td> <td>区長</td> <td>障害者等の日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの（以下「障害者等日常生活用具給付事務」という。）</td> </tr> </tbody> </table> | 番号   | 執行機関   | 事務 | (1から22の3まで省略) |  |  | 22の4 | 区長 | 障害者等の日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの（以下「障害者等日常生活用具給付事務」という。） | <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(1から22の3まで省略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 番号 | 執行機関 | 事務 | (1から22の3まで省略) |  |  | (新設) |  |  |
| 番号  | 執行機関   | 事務   |    |               |  |  |      |    |  |   |    |      |    |               |  |  |      |  |  |
| (1から22の3まで省略)   |  |  |    |               |  |  |      |    |  |   |    |      |    |               |  |  |      |  |  |
| 22の4  | 区長   | 障害者等の日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの（以下「障害者等日常生活用具給付事務」という。） |    |               |  |  |      |    |  |   |    |      |    |               |  |  |      |  |  |
| 番号  | 執行機関   | 事務   |    |               |  |  |      |    |  |   |    |      |    |               |  |  |      |  |  |
| (1から22の3まで省略)   |  |  |    |               |  |  |      |    |  |   |    |      |    |               |  |  |      |  |  |
| (新設)  |  |  |    |               |  |  |      |    |  |   |    |      |    |               |  |  |      |  |  |

| 改正後          |    |   |  | 改正前          |  |  |  |
|--------------|----|---|--|--------------|--|--|--|
| 22の5         | 区長 | 障害者等の移動支援サービスの支給に関する事務であって規則で定めるもの（以下「障害者等移動支援事務」という。）                              |  | (新設)         |  |  |  |
| 22の6         | 区長 | 障害児の日中一時支援サービスの支給に関する事務であって規則で定めるもの（以下「障害児日中一時支援事務」という。）                            |  | (新設)         |  |  |  |
| 22の7         | 区長 | 重症心身障害児者等在宅レスパイトサービスの支給に関する事務であって規則で定めるもの（以下「重症心身障害児者等在宅レスパイト事務」という。）               |  | (新設)         |  |  |  |
| 22の8         | 区長 | 心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（以下「心身障害者医療費助成事務」という。） |  | (新設)         |  |  |  |
| (23から25まで省略) |    |   |  | (23から25まで省略) |  |  |  |

別表第2（第4条関係）

| 番号          | 執行機関 | 事務  | 特定個人情報   |
|-------------|------|---|--|
| (1から22まで省略) |      |   |  |
| 23          | 区長   | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「 <u>障害者総合支援法</u> 」という。）による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に | 児童福祉法による障害児入所支援もしくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報または身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に |

別表第2（第4条関係）

| 番号          | 執行機関 | 事務   | 特定個人情報   |
|-------------|------|--|--|
| (1から22まで省略) |      |  |  |
| 23          | 区長   | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定める | 児童福祉法による障害児入所支援もしくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報または身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に |

| 改正後 |  |                          |   | 改正前 |  |    |   |
|-----|--|--------------------------|---|-----|--|----|---|
|     |  | <p>関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>よる精神障害者保健福祉手帳もしくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報（以下「特定医療費支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）による難病にり患した者に対する医療費等の助成に関する情報（以下「東京都難病患者医療費等助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> |     |  | もの | <p>よる精神障害者保健福祉手帳もしくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報（以下「特定医療費支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）による難病にり患した者に対する医療費等の助成に関する情報（以下「東京都難病患者医療費等助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> |

| 改正後          |    |                    |   | 改正前          |  |  |  |
|--------------|----|--------------------|---|--------------|--|--|--|
| (24から39まで省略) |    |                    |   | (24から39まで省略) |  |  |  |
| 40           | 区長 | 障害者等日常生活用具給付事務     | <u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u><br><u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u><br><u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> | (新設)         |  |  |  |
| 41           | 区長 | 障害者等移動支援事務         | <u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u><br><u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u><br><u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> | (新設)         |  |  |  |
| 42           | 区長 | 障害児日中一時支援事務        | <u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u><br><u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u><br><u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> | (新設)         |  |  |  |
| 43           | 区長 | 重症心身障害児者等在宅レスパイト事務 | <u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u><br><u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u><br><u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> | (新設)         |  |  |  |
| 44           | 区長 | 心身障害者医療費助成事務       | <u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>  | (新設)         |  |  |  |

| 改正後   |  |  |  |   | 改正前               |  |  |  |  |
|---|--|--|--|---|-------------------|--|--|--|--|
|   |  |  |  | <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u><br><u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u><br><u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u><br><u>障害者総合支援法第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> |                   |  |  |  |  |
| 別表第3（第5条関係）<br>省略   |  |  |  |   | 別表第3（第5条関係）<br>省略 |  |  |  |  |
| <u>付 則</u><br><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1に22の8の項を加える改正規定、別表第2の23の項の改正規定および別表第2に44の項を加える改正規定は、令和4年6月1日から施行する。</u> |  |  |  |   |                   |  |  |  |  |